

第4期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

年次報告書

令和2(2020)年度

第10期川崎市男女平等推進審議会

ヒアリング結果報告書

令和3(2021)年12月

川崎市

はじめに

平成11（1999）年6月に成立した「男女共同参画社会基本法」第14条において、地方公共団体は男女共同参画社会の実現に向けて、地域の現状を踏まえた施策に取り組むことが求められており、近年は、あらゆる分野における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進が必要となっています。

川崎市では、平成13（2001）年に、「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を施行し、平成16（2004）年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。また、平成30（2018）年3月には「第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第4期行動計画」という。)を策定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第9条に基づく年次報告書として、第4期行動計画の計画期間3年目の令和2（2020）年度における施策事業の実施状況や今後の課題、また、川崎市男女平等推進審議会が行動計画のさらなる推進に向けて実施したヒアリング調査の結果（評価と提言など）について取りまとめたものです。

「男女平等のまち・かわさき」の実現のためには、行政がこうした実施状況や課題を踏まえて取組を進めていくことはもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、連携して取組を推進することが重要です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

令和3（2021）年12月

目 次

I 第4期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～ 年次報告書 令和2(2020)年度

1	第4期川崎市男女平等推進行動計画 体系図	1	ページ
2	第4期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について	3	ページ
3	令和2(2020)年度進捗状況調査		
	(1) 調査概要	18	ページ
	(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について	19	ページ
	(3) 各局本部(室)区男女共同参画推進員による評価について	21	ページ
4	個別事業の進捗状況について	24	ページ

II 第10期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

1	趣旨	82	ページ
2	令和3(2021)年度の対象テーマ	82	ページ
3	実施概要	82	ページ
4	結果の取扱い	83	ページ
5	ヒアリング結果による評価と提言	84	ページ
6	ヒアリング結果概要	88	ページ
7	川崎市男女平等推進審議会について	107	ページ

【参考資料】

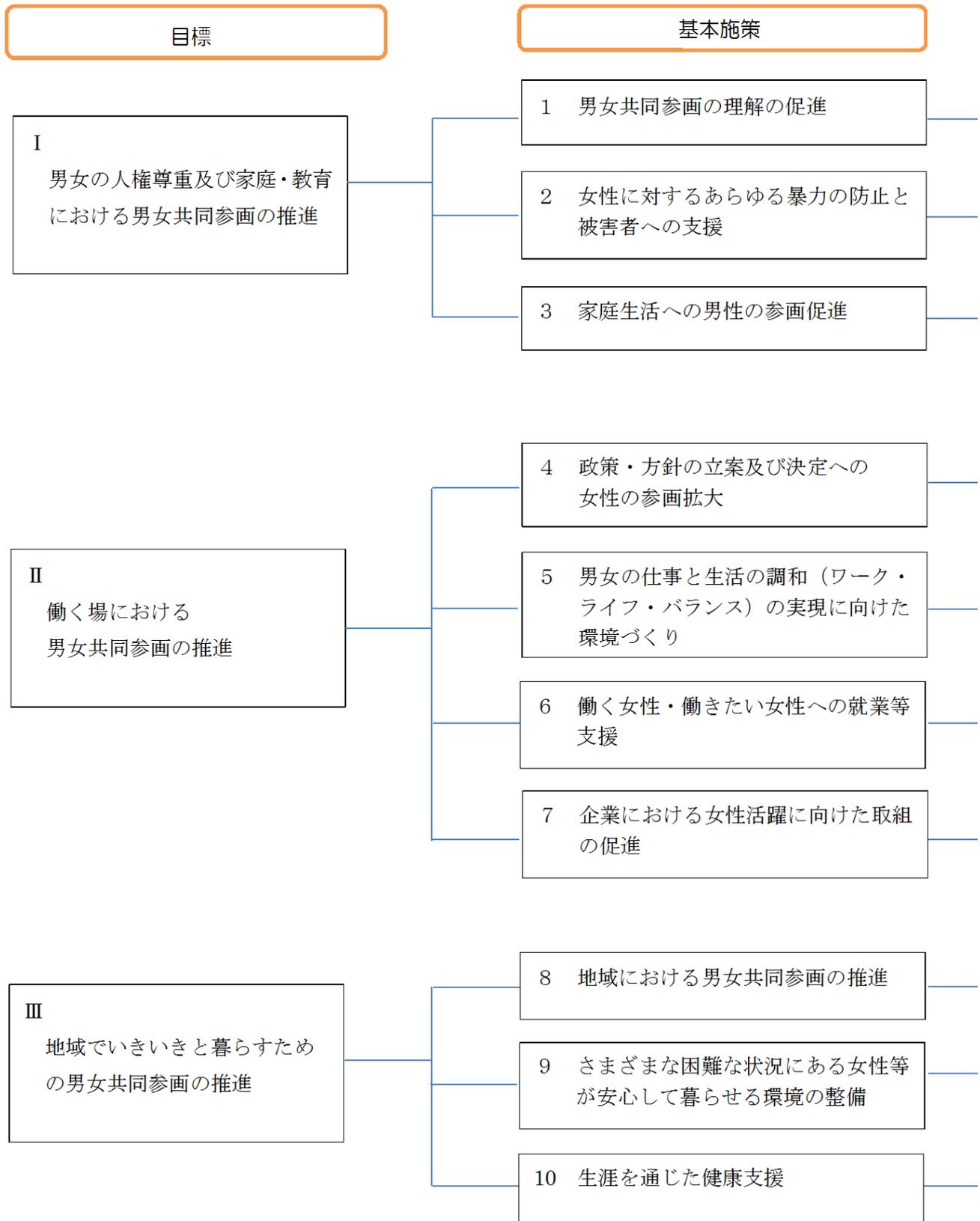
令和2（2020）年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
〔様式1〕 111 ページ

令和2（2020）年度男女共同参画推進員による評価シート
〔様式2〕 112 ページ

男女平等かわさき条例 113 ページ

I 第4期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
令和2(2020)年度

1 第4期川崎市男女平等推進行動計画 体系図



施 策

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (4) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
- (5) メディア・リテラシーの向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進
- (6) 市職員の意識改革
- (7) 男女平等推進のための統計の実施及び公表

- (8) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進
- (9) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (10) さまざまなハラスメントの防止と被害者支援の推進
- (11) 性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進

- (12) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- (13) 家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進
- (14) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

- (15) 審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (16) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- (17) 企業や市の関係団体等における女性職員登用等の取組の促進

- (18) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
- (19) 高齢者福祉サービスの充実と利用の促進
- (20) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進
- (21) 長時間労働の是正等の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- (22) 仕事と生活の両立に向けた住環境づくり
- (23) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (24) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援
- (25) 女性の参画分野の拡大支援
- (26) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (27) 経営の主体となる女性の育成・支援
- (28) 職場における男女共同参画に関する理解の促進
- (29) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

- (30) 女性の活躍推進に向けた企業への啓発
- (31) 企業の女性活躍推進に関する取組の支援
- (32) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び多様な雇用の拡大

- (33) 地域活動における男女共同参画の促進
- (34) 男女共同参画センターの取組の推進
- (35) 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進
- (36) 男性が地域活動に参画できる環境づくり
- (37) 地域における子どもの自己形成や社会参画の促進
- (38) 防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画拡大

- (39) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援
- (40) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活及び社会参加への支援
- (41) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- (42) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進
- (43) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- (44) ニートなどの状態にある若者に対する就労・自立の促進
- (45) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

- (46) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- (47) 妊娠・出産などに関する健康支援
- (48) 性差医療の推進
- (49) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- (50) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進
- (51) こころと体の健康に関する相談事業の推進

2 第4期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

I-1

各事業の所管課による自己評価（「4 個別事業の進捗状況について」24ページ～）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標Iにおける令和2（2020）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策1「男女共同参画の理解の促進」）

川崎市男女共同参画センターでは、令和元（2019）年9月に開館20周年を迎えて以降、令和2（2020）年までの約1年間、開館20周年記念に関する事業を推進しました。川崎市男女共同参画センターのホームページでは開館記念サイトを設置し、市民や活動団体から寄せられたメッセージを公開するとともに、開館記念リーフレットを作成・配布しました。また、令和3（2021）年2月6日「第16回すくらむ21まつり」ではグランドフィナーレイベントとして、20周年記念のお楽しみセレモニーと、子どもと楽しめるミュージカルを上演し、214名が参加しました。今後も、本市の男女平等施策の拠点施設として、多様な世代がともに男女共同参画を学び、実践する場となるよう、男女共同参画センターの認知度を向上させていくとともに、調査研究や相談、学習・研修、交流・ネットワークづくりなどの事業を推進していきます。

男女共同参画社会の形成に向けては、その阻害要因となる固定的な性別役割分担意識を解消するだけでなく、近年は、誰もが性に関する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」があることへの理解を促進していくことが重要だと言われています。このため、令和3（2021）年3月4日に、市職員やかわさき男女共同参画ネットワーク所属団体を対象に、「アンコンシャス・バイアス」をテーマにした研修を実施しました。男女共同参画に係る啓発については、継続的に推進していきます。

（基本施策2「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い外出自粛や在宅勤務など家庭で過ごす時間が増加する中、全国的にDV被害の増加・深刻化が顕在化しており、本市においても、DVに関する相談件数が増加しています。こうした相談件数の中には、特別定額給付金の関連でDV被害の証明に関する相談が寄せられるなど、今まで相談に繋がっていなかった人が一定程度繋がってきているという影響もみられます。引き続き、関係機関と密に連携しながら支援を推進するとともに、相談内容の変化なども把握していくことが必要です。

DVの防止に向けては、若い世代に対して早い段階から暴力を伴わない人間関係を構築する重要性を伝えていくことが必要であるため、本市では大学生や高校生等を対象にしたデートDVに関するワークショップを実施しています。令和2（2020）年度からは、対象に中学生も含めることとし、併せて教員に向けての理解促進も行いました。引き続き、デートDV予防啓発ワークショップを実施し、被害者及び加害者を生み出さないための予防対策を推進していきます。

（基本施策3「家庭生活への男性の参画促進」）

川崎市男女共同参画センターでは、男性市民が主体となる「イクメン研究所」が企画・執筆した「イクメン研究所ジャーナル」を令和2（2020）年度に4回発行しました。同ジャーナルはこれから父親になる「プレパパ」を対象に育児に関する情報提供を行うものであり、紙媒体とウェブの連携企画として川崎市男女共同参画センターのホームページで公開しています。男性の主体的かつ積極的な子育てや地域活動への参画に向け、引き続き交流機会や情報の提供を推進していきます。

I-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標Iに係る数値等をまとめました。

※内容は令和2年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和3年4月1日現在のものです。

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

(1) メディア等での情報発信

- ・新聞、ラジオ（イッツコム等）、タウン誌、インターネット、男女共同参画センター発行の情報誌「すくらむ」（年3回、各4,000部作成）など、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施しました。
- ・第4期行動計画や年次報告書等を市ホームページ内の男女平等施策のページにて公表しました。
- ・家庭、職場、地域等における女性の活躍推進に関する事業や取組をとりまとめた「かわさき女性応援ページ」を市ホームページで公開し、適宜情報を更新しました。
- ・男女共同参画センターのホームページにより、施設紹介、講座・イベントの案内や相談・支援等についての情報提供を実施しました。

ホームページアクセス件数

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
川崎市男女平等施策の ホームページ	17,171件	20,916件	29,159件
男女共同参画センターの ホームページ	97,215件	106,442件	93,653件

【市民文化局人権・男女共同参画室】

【出典 川崎市男女共同参画センター平成30(2018)年度～令和2(2020)年度事業報告書】

●川崎市男女平等施策のページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

・かわさき女性応援ページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-8-0-0-0-0-0-0-0.html>)

●男女共同参画センター（すくらむ21）のホームページ

(<https://www.scrum21.or.jp/>)

すくらむ21

検索

(2) 市の広報資料における表現の点検

- ・市が作成する様々な刊行物が、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現となるよう、庁内の男女共同参画推進連絡会議において、「公的広報の作成に関する表現の手引」（以下「手引」という。）を配布し、事例を交えながら各局本部(室)区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。
- ・広報広聴主管会議において、各局本部(室)区の担当者に対し、手引に基づいた広報の実施について周知しました。
- ・市が広報物作成を業者に委託する場合も行政が作成する場合と同様に、「手引」に沿って作成するよう委託業者に説明し、依頼するよう周知を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(1) 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の推進

DV防止対策や被害者支援を具体的に推進するために策定した「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、裁判所、医師会、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、DV被害者支援の状況の情報提供や意見交換等を行い、効果的な被害者支援に向けて、緊密かつ円滑な連携に努めました。なお、平成28(2016)年度から裁判所がオブザーバーとして参加しています。

【こども未来局】

(2) DV相談件数

	DV相談支援センター（総合相談窓口）における相談件数	区役所におけるDV相談件数	男女共同参画センター相談事業におけるDV相談件数	人権オンブズパーソンにおけるDV相談件数	DV相談総件数
平成28(2016)年度	202件	751件	339件	25件	1,317件
平成29(2017)年度	249件	952件	311件	24件	1,536件
平成30(2018)年度	403件	2,388件	283件	14件	3,088件
令和元(2019)年度	464件	3,885件	336件	13件	4,698件
令和2(2020)年度	718件	4,773件	328件	14件	5,833件

※平成30(2018)年度及び令和元年度に相談件数の把握方法を整理したことにより、相談件数が大幅に増加しています。

【こども未来局】

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護件数

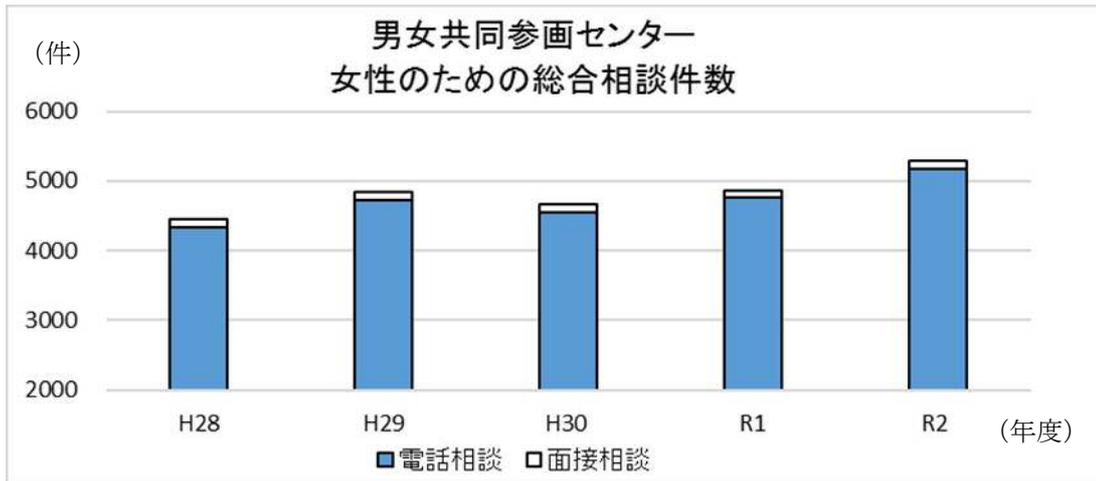
	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
一時保護件数	30件	34件	16件	32件	35件

【こども未来局】

(4) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計
平成28(2016)年度	4,333件	129件	4,462件
平成29(2017)年度	4,731件	111件	4,842件
平成30(2018)年度	4,558件	112件	4,670件
令和元(2019)年度	4,769件	95件	4,864件
令和2(2020)年度	5,179件	120件	5,299件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和2(2020)年度事業報告書】



(5) 緊急一時保護施設への財政支援の状況

市内でDV被害者等のための一時保護施設を運営する民間団体が安定的・継続的に活動できるよう、1施設当たり750万円の補助を行いました。

また、令和3年度単年で、新型コロナウイルス感染症対策として127万円の補助を行いました。

【こども未来局】

(6) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、支援物資の募集を団体・事業者等に行いました。未使用の衣類や消耗品及び電化製品など、合計1,916点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通じて、DV被害者の方へ提供しました。

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
支援物資数	2,254点	2,952点	3,052点	1,273点	1,916点

※令和元(2019)年度から支援団体が特に必要とする支援品目に限定して募集する方式に変更したため、支援物資数が減少しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和2(2020)年度事業報告書】

(7) DVをなくすための啓発活動

DV防止に向け、「成人の日を祝うつどい」のパンフレットに広報を掲載したほか、若年層を対象にデートDVを予防・啓発することを目的として、デートDV予防啓発講座を市内の中学校、専門学校、大学で計7回実施し437名の参加がありました。なお、高校生を対象にした啓発講座は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止になったため、市立高等学校の全校生徒及び教員に啓発資料を配布しました。

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、市ホームページに専用コンテンツを掲載するほか、区役所番号表示システムや広報コーナーなどで、DV防止に向けた展示・広報を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策3 家庭生活への男性の参加促進

(1) 男女共同参画センターにおける男性のための電話相談事業相談件数

男女共同参画センターでは、平成28(2016)年度より男性相談員による男性のための電話相談事業を実施しています。相談窓口の周知に当たっては、広報チラシ及び広報用相談カードの配布先を増やし、必要な方に情報が届くよう広報に努めました。

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
相談件数	104件	103件	133件	187件	233件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和2年(2020)年度事業報告書】

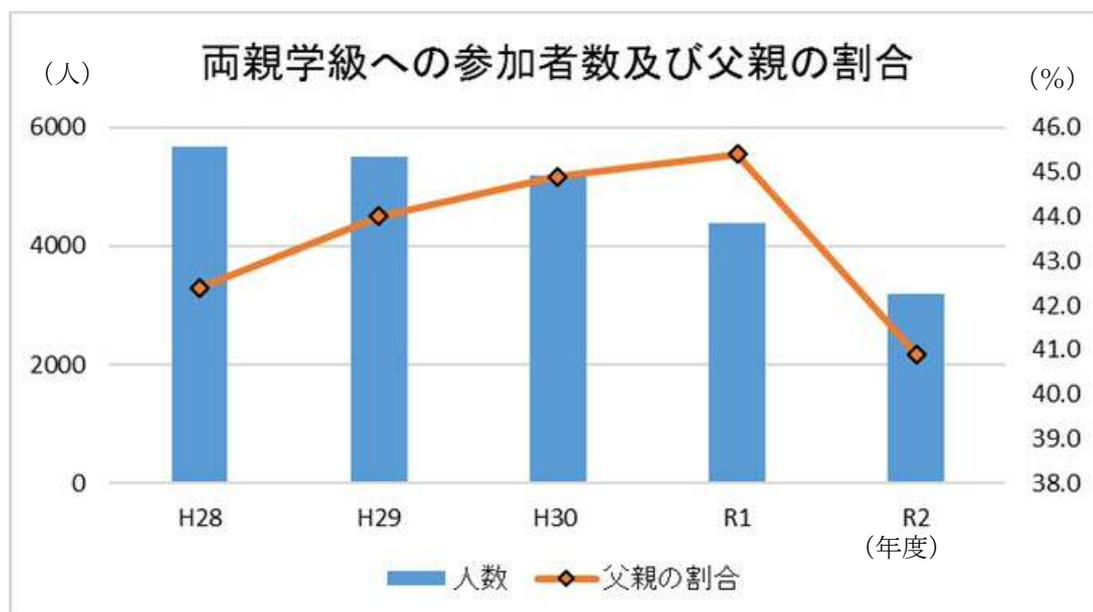
(2) 各区保健福祉センター 両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
開設回数		118回	118回	106回	92回	150回
開設延日数		270日	270日	258日	228日	201日
参加者数	総数	5,671人	5,513人	5,196人	4,387人	3,188人
	うち 父親数	2,405人	2,426人	2,333人	1,993人	1,297人
受講者延べ数		9,541人	8,992人	8,656人	7,577人	3,609人

※令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施回数と参加者数が減少しています。

【こども未来局こども保健福祉課】



各事業の所管課による自己評価（「4 個別事業の進捗状況について」44ページ～）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標Ⅱにおける令和2（2020）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策4「政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大」）

政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大は、男女共同参画社会の形成において重要な課題の一つですが、市役所課長級に占める女性の割合については、令和2（2020）年度4月1日現在24.5%となっており、前年度の23.9%から向上しました。また、校長・教頭等に占める女性の割合も、小学校、中学校は順調に向上していますが、市内に5校ある高等学校においては、低水準で推移していることが課題となっています。さらに、審議会等委員に占める女性の割合については、令和2（2020）年度現在31.1%となっています。このため、令和（2020）年度末から令和3（2021）年度までを「目標最終年度☆審議会等委員への女性の参加促進強化期間」とし、庁内部署に向けた働きかけの強化や、女性委員の確保に向けた情報提供を実施しました。目標最終年度となる令和3（2021）年度も引き続き庁内部署に向けた意識啓発を推進していきます。

（基本施策5「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり」）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、在宅勤務やテレワークな多様な勤務形態が拡大しており、こうした変化を長時間労働の是正や男性の家庭生活への参加の契機となるよう取り組んでいくことが重要となっています。このため、令和2（2020）年度の「男女平等かわさきフォーラム」では、「コロナ禍だからこそ考えるワーク・ライフ・バランスの実現」をテーマに、アーカイブ配信という形式で講演を開催し、配信期間中、288人が聴講しました。一人ひとりが多様な柔軟な働き方が実現できるよう、今後もワーク・ライフ・バランスや多様な働き方についての周知・啓発を行います。

（基本施策6「働く女性・働きたい女性への就業等支援」）

多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供に向けて、川崎市男女共同参画センターでは、毎年度大学生を対象にインターンシップ事業を実施し、男女共同参画の視点からのキャリア形成支援を行っています。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、毎日数名ずつシフト形式で参加する形態で行いました。2カ月間の研修期間では、座学による研修のほか、センターが実施する事業の準備や参加、広報物の作成、女性起業家へのインタビューの実施など、男女共同参画センターの様々な業務に触れる中で、インターンシップ生が性別にかかわらずライフキャリアを形成する見通しを立てていく契機となることを目指しました。若年層が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し、それぞれの個性や能力を生かせるよう、今後も多様な就業体験等の機会の提供を行っていきます。

（基本施策7「企業における女性活躍に向けた取組の促進」）

女性活躍に取り組む市内中小企業を認証する「かわさき☆えるぼし」認証制度は、令和2（2020）年度に制度創設から3回目となる募集を行い、平成30（2018）年度に認証した企業の更新22社のほか、新たに18社を加え、計40社の認証を行いました。認証企業の業種は、建設業、情報サービス業、保育園運営のほか、医療製造業、保険業など新たな業種も加わりました。また、更新企業の中には、女性の採用拡大や女性管理職の登用などの女性活躍推進に関する取組や、男性の育児休業の取得促進など働き方改革に向けた取組など、前回の認証から一層の取組を進めている企業もみられました。

II-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標IIに係る数値等をまとめました。

※内容は令和2年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和3年4月1日現在のものです。

基本施策4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

(1) 川崎市における審議会等への女性の参加比率

数値目標：①審議会等委員の女性比率が令和3(2021)年度までに、40%となるよう目指す。

②女性委員ゼロの審議会等をなくす。

(各年6月1日現在)

	審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性委員の参加比率①	女性委員ゼロの審議会等の数②	委員がほぼ同数で構成されている審議会等の割合
平成28 (2016)年度	253	2,991人	936人	31.3%	20	36.8%
平成29 (2017)年度	271	3,192人	1,017人	31.9%	24	34.7%
平成30 (2018)年度	284	3,110人	956人	30.7%	20	35.9%
令和元 (2019)年度	282	3,022人	943人	31.2%	21	36.9%
令和2 (2020)年度	286	3,046人	946人	31.1%	19	38.5%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 市役所における女性の管理職登用等状況

市の役付職員に占める女性比率

数値目標：令和3(2021)年度までに、課長級30%を目標とする。

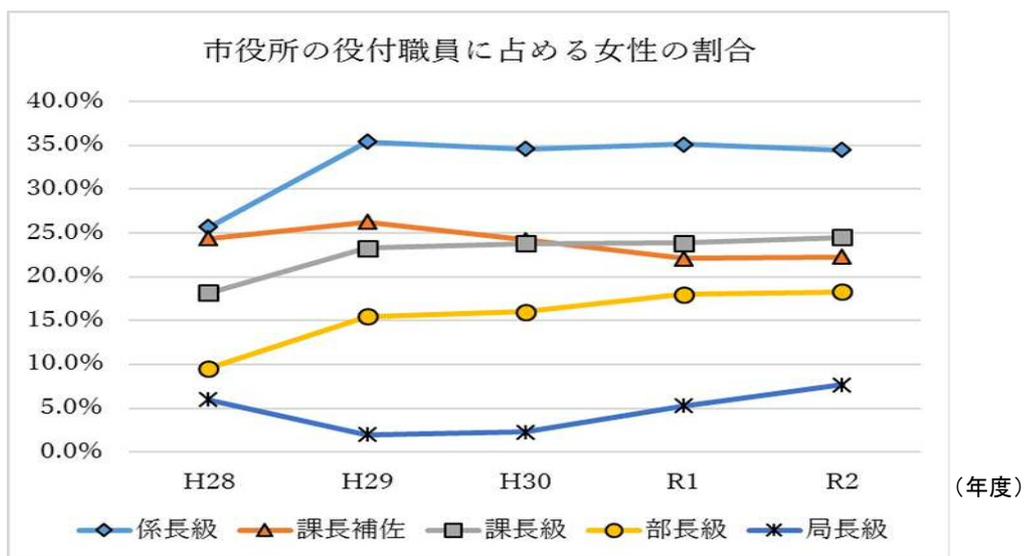
(各年4月1日現在)

	新規採用職員に占める女性割合	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
平成28 (2016)年度	43.1%	34.7%	25.7%	24.4%	18.2%	9.6%	6.0%
平成29 (2017)年度	50.4%	42.4%	35.4%	26.3%	23.3%	15.5%	2.0%
平成30 (2018)年度	54.3%	42.5%	34.6%	24.2%	23.8%	16.0%	2.3%
令和元 (2019)年度	49.7%	42.6%	35.1%	22.1%	23.9%	18.0%	5.3%
令和2 (2020)年度	49.9%	42.9%	34.5%	22.3%	24.5%	18.3%	7.7%

※比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100

平成29(2017)年度数値から県費から市費に移行した教職員分を含む。

【新規採用職員に占める女性の割合 出典：川崎市職員の人事に関する統計報告平成29(2017)年～令和3(2021)年、女性職員比率・管理職登用状況：総務企画局人事課】

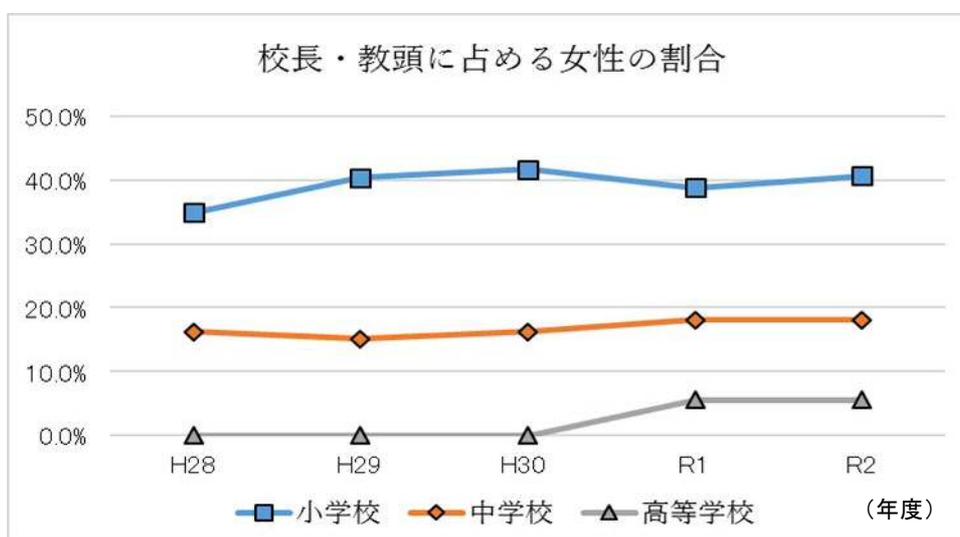


(3) 学校教員及び校長・教頭等に占める女性の割合

(各年4月1日現在)

	女性教員 比率	小学校		中学校		高等学校	
		校長	教頭・副校長	校長	教頭・副校長	校長	教頭・副校長
平成28 (2016)年度	—	27.4%	42.5%	15.3%	17.0%	0.0%	0.0%
平成29 (2017)年度	—	28.3%	52.2%	15.4%	14.8%	0.0%	0.0%
平成30 (2018)年度	59.2%	33.6%	49.6%	11.5%	20.8%	0.0%	0.0%
令和元 (2019)年度	59.2%	32.4%	45.2%	13.4%	22.6%	0.0%	7.7%
令和2 (2020)年度	59.0%	33.3%	47.8%	13.4%	22.6%	0.0%	7.7%

【教育委員会教職員人事課】



(4) 川崎市内の民間企業・事業所の管理職に占める女性の割合

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
管理職に占める女性の割合	5.7%	5.2%	6.5%	6.8%	10.9%

【出典 平成28(2016)～令和2(2020)年度版 川崎市労働白書】

(5) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」(すくらむネット21)における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(参加44団体)を設置し、地域における男女共同参画の取組を進めています。
- ・令和2(2020)年度は「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実践」を年間のテーマに設定し、テーマに基づき、情報収集や発信、フォーラムや全体会議での講演会の開催を行いました。
- ・男女平等かわさきフォーラムは、市民が男女共同参画の視点からワーク・ライフ・バランスについて考える機会となるよう、総務省テレワークマネージャー/日本テレワーク学会会員の家田佳代子さんを講師としてお招きし、「コロナ禍だからこそ考えるワーク・ライフ・バランスの実現」をテーマに、講演をしていただきました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、録画配信という形式で実施しました。
- ・全体会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため第1部は書面会議で実施し、第2部の講演会はオンラインで実施しました。

参加団体(44団体) 令和2(2020)年4月現在

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| (1) 川崎商工会議所 | (23) 専修大学 |
| (2) 一般社団法人 川崎市商店街連合会 | (24) 日本映画大学 |
| (3) 川崎工業振興倶楽部 | (25) 日本ボーイスカウト川崎地区協議会 |
| (4) 川崎市工業団体連合会 | (26) ガールスカウト川崎市連絡会 |
| (5) セレサ川崎農業協同組合 | (27) 一般社団法人 川崎市子ども会連盟 |
| (6) 国際ソプロチミスト川崎 | (28) 公益社団法人 日本海洋少年団連盟
川崎海洋少年団 |
| (7) 国際ソプロチミスト川崎一百合 | (29) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 |
| (8) 公益社団法人 川崎市医師会 | (30) 川崎市レクリエーション連盟 |
| (9) 公益社団法人 川崎市病院協会 | (31) 川崎地域連合 |
| (10) 公益社団法人 川崎市歯科医師会 | (32) 川崎市全町内会連合会 |
| (11) 公益社団法人 川崎市獣医師会 | (33) 川崎市PTA連絡協議会 |
| (12) 一般社団法人 川崎市薬剤師会 | (34) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 |
| (13) 公益社団法人 川崎市看護協会 | (35) 川崎人権擁護委員協議会 |
| (14) 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会
川崎支部 | (36) 川崎市民生委員児童委員協議会 |
| (15) 一般財団法人 川崎市鍼灸マッサージ師会 | (37) 川崎市地域女性連絡協議会 |
| (16) 川崎市理容協議会 | (38) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会 |
| (17) 川崎市美容連絡協議会 | (39) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会 |
| (18) 公益社団法人 川崎市幼稚園協会 | (40) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団 |
| (19) 川崎市立小学校長会 | (41) 公益財団法人 かわさき市民活動センター |
| (20) 川崎市立中学校長会 | (42) 川崎市総合文化団体連絡会 |
| (21) 川崎市立高等学校長会 | (43) 昭和音楽大学 |
| (22) 川崎市特別支援学校長会 | (44) 田園調布学園大学 |

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

(1) 子育て支援施設の概況

- ・川崎市の令和2（2020）年4月1日現在の保育所数（小規模含む。）は484か所です。在籍児童数は3万4,092人と、前年度比で3.9%増加しました。
- ・市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が一定の基準に基づき認定し運営費等の助成を行う川崎認定保育園（平成25（2013）年4月から開始）、低年齢児（0～2歳児）を対象とした小規模のおなかま保育室、地域保育園などがあります。
- ・小学生を対象に、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内の全ての公立小学校に設置しています。

		平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
保育所の概況	施設数	348	387	420	452	484
	在籍人員	25,339人	27,762人	29,826人	32,765人	34,092人
	待機者	6人	0人	18人	14人	12人
わくわくプラザの利用状況	設置数	113	113	113	114	114
	在校児童数	72,041人	72,682人	73,458人	74,009人	73,681人
	登録児童数	35,323人	36,106人	35,895人	36,703人	26,665人
	登録率	49.0%	49.7%	48.9%	49.6%	36.2%

【保育所の概況：川崎市統計書令和2（2020）年度版
わくわくプラザの利用状況：こども未来局青少年支援室】

(2) ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合

数値目標：令和3（2021）年度までに、75%以上を目指す。

		平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合		64.7%	65.6%	67.7%	72.0%	75.0%

※割合は、全体から無回答を除いた数を母数として算出

【出典 平成28（2016）～令和2（2020）年度版 川崎市労働白書】

(3) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

		20%未満	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%	70-79%	80%以上	無回答
事業所 (n=914)		12.0%	5.7%	15.3%	8.0%	16.3%	12.5%	8.1%	17.4%	4.7%

※調査事業所数に占める割合

【出典 令和2（2020）年度版 川崎市労働白書】

(4) 市役所における男性の育児休業取得状況

数値目標：令和3(2021)年度までに、配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合10%を目指す。

	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
割合 (人)	3.7%	5.6%	7.1%	10.3%	17.8%

※(算出方法) = 育児休業を取得した男性職員数 / 子の誕生を迎えた男性職員数

※平成29(2017)年度までは市長事務局職員、平成30(2018)年度以降は全局職員を対象としている。

【総務企画局人事課】

(5) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
平均取得 日数	13.2日	男性14.2日 女性13.1日	男性15.0日 女性13.2日	男性15.4日 女性14.6日	男性14.4日 女性13.7日

【総務企画局人事課】

(6) 市役所における男女別介護休業取得者の人数

	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
男性	1人	3人	0人	4人	4人
女性	1人	2人	3人	4人	3人

【総務企画局人事課】

(7) 市役所職員の時間外勤務状況：年間480時間を超える時間外勤務者数

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
男性	506人	375人	613人
女性	108人	110人	208人

【総務企画局人事課】

基本施策6 働く女性・働きたい女性への就業等支援

(1) キャリアサポートかわさきにおける女性年間就業者決定者数

数値目標：令和3(2021)年度までに、「キャリアサポートかわさき」における女性年間就業決定者数が275人以上になるよう目指す。

	平成30 (2018)年度		令和元 (2019)年度		令和2 (2020)年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
登録者数	362人	604人	388人	676人	347人	460人
就労決定者数	179人	311人	175人	327人	176人	236人

【経済労働局労働雇用部】

(2) 男女共同参画センターでの女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

- ・就労継続支援講座として、職場復帰セミナー(計1回)、職場復帰予定者のための子連れカフェ(計7回)を開催しました。

- ・再就職支援講座として、グループカウンセリング(計5回)、再就職を目指す女性のためのパソコン講座(計46回)を開催しました。グループカウンセリングでは、働く上で重視したい自分の価値を見つけけることを目的とし、受講者から自分の考え方や感じ方の傾向を把握し、整理することができたなどの意見が寄せられました。

- ・キャリアカウンセラーによる再就職・転職・就労継続のための個別キャリア相談については、昨年度に引き続き1日4枠、月2日または3日実施しました。計112回実施し、延77人に、キャリアカウンセリング、面接対策、職務経歴書の書き方などについて相談支援を実施しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和2(2020)年度事業報告書】

基本施策7 企業における女性活躍に向けた取組の促進

(1) 「かわさき☆えるぼし」認証企業数

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
当該年度に 認証した企業数	24社	19社	40社
うち新規	24社	19社	18社
うち更新			22社
前年度までに認証され、 認証期間内にある企業数		24社	19社
当該年度の総認証企業数	24社	43社	59社

※平成30年度認証制度創設。

認証期間は令和2年度まで2年間有効、令和3年度から3年間に変更された。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

Ⅲ-1

各事業の所管課による自己評価（「4 個別事業の進捗状況について」65ページ～）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標Ⅲにおける令和2（2020）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策8「地域における男女共同参画の推進」）

川崎市男女共同参画センターでは、地域に根差した男女共同参画を推進する女性をゲストに迎え、仕事や社会、地域との関わりについてお話しするトークサロンを開催しました。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた3回ではなく2回の実施となりましたが、第1回目は乙女文楽の演者をゲストに、男性中心の古典芸能の中で仕事と家庭を両立しながら、道を拓いてきた経験を伺いました。第2回目は、小児科医をゲストに、医者を目指した理由や、子育て期が重なった研修医時代の経験、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた工夫について伺いました。地域活動で中心的な役割を果たす女性の育成に向け、引き続き地域で活躍する女性の情報発信や啓発を推進します。

（基本施策9「さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備」）

川崎市では、性的マイノリティ当事者が、パートナーと共に生活をしていきたいという気持ちを市が受け止めることとし、当事者カップルによるパートナーシップ宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和2（2020）年7月に創設しました。また、同年12月には、当事者の精神的・経済的負担の軽減に向け、川崎市と「都市間連携をしている自治体」のいずれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している当事者が両自治体間で住所の異動をする場合の手続きを簡素化する取組も開始しました。性的マイノリティの人権尊重に向けては、当事者が深刻な生きづらさを抱えている実態を踏まえ、行政、学校、企業等において必要な配慮が広がるよう啓発を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度等を通じた当事者に向けた支援を推進していきます。

（基本施策10「生涯を通じた健康支援」）

川崎市男女共同参画センターでは、女性総合相談、男性のための電話相談の中で、こころと体の健康に関する相談を受けています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大でメンタルヘルスの悪化が指摘される中、こころと体に関する相談件数は、女性総合相談・男性のための電話相談ともに、前年度に比べ増加しました。新型コロナウイルス感染症による影響は今後も継続されることが予測されるため、相談窓口の一層の周知を行い、一人ひとりの悩みや課題等の解決に向けた支援を推進していきます。

Ⅲ-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標Ⅲに係る数値等をまとめました。

※内容は令和2年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和3年4月1日現在のものです。

基本施策8 地域における男女共同参画の推進

(1) 町内会・自治会の会長に占める女性の割合

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
女性の割合	9.9%	10.2%	8.8%	9.7%	9.1%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) PTA会長に占める女性の割合

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
女性の割合	12.3%	12.2%	10.5%	13.0%	12.9%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(3) 消防団員に占める女性の割合

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
女性の割合	7.5%	7.4%	10.3%	11.0%	11.9%

【出典 平成28年～令和2年消防年報】

(4) 男女共同参画センターの施設利用状況

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
利用件数	5,427件	5,001件	5,403件	5,016件	3,430件
利用者数	147,502人	150,836人	159,345人	133,825人	57,017人

※令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設利用の自粛要請期間等が、利用件数及び利用者数に影響しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和2(2020)年度事業報告書】

(5) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
講座・研修数	120	104	148	183	133
開催回数	164回	175回	218回	268回	221回
参加者延べ人数 (男女比)	女性 2,564人 (83.2%)	1,280人 (79.3%)	3,630人 (75.0%)	3,571人 (69.0%)	1,652人 (69.0%)
	男性 255人 (16.8%)	335人 (20.7%)	448人 (25.0%)	875人 (31.0%)	428人 (31.0%)

※参加者の男女比は、男女両方が参加対象となっている講座のみを母数として算出

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和2(2020)年度事業報告書】

(6) 男女共同参画センターにおける出前講座及び研修の実施状況

男女共同参画センターにおいて、地域の事業所や市民グループ、行政機関の要望を受け、男女共同参画に関連する講座や研修を市内各所で実施しました。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業所に対する出張講座の実施のみとなりました。

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
出前講座及び 研修件数	11件	15件	14件	20件	16件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和2(2020)年度事業報告書】

基本施策9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 自立や就労に課題を抱える若年者を対象とした支援

- ・厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える15歳から39歳までの若年者を対象に、キャリアコンサルタント等による個別相談や「働く」ことに対する不安や悩みを解消していくことを目指したセミナーなど事業を実施しました。

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
登録者数	386人	男性 190人 女性 139人	男性 197人 女性 157人	男性 137人 女性 121人	男性 92人 女性 68人
進路 決定者数	285人	男性 95人 女性 77人	男性 107人 女性 122人	男性 78人 女性 74人	男性 63人 女性 52人

【経済労働局労働雇用部】

基本施策10 生涯を通じた健康支援

(1) がん検診等の受診率

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
子宮がん*	24.5%	23.9%	23.3%	24.1%	25.4%
乳がん	21.1%	19.0%	18.1%	19.5%	19.2%
骨粗しょう症	3.4%	4.0%	4.7%	4.7%	4.7%

*子宮がん検診は基本的には頸部の細胞診であるが、医師が必要と認めた場合にのみ体部の細胞診も実施している。
頸部と体部合わせて子宮がん検診の受診率を算出している。

【健康福祉局健康増進課】

3 令和2(2020)年度進捗状況調査

(1) 調査概要

【調査の目的】

この調査は、条例第9条(*)に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検及び評価し、その結果を広く市民や事業者公表するとともに、施策へ反映していくための資料とすることを目的としています。

* 第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1 調査対象

「第4期川崎市男女平等推進行動計画」に掲げる事業を所管する全局本部(室)区

2 調査期間

令和3(2021)年2月25日～令和3(2021)年3月26日

3 調査方法

- ① 令和2(2020)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート〔様式1〕(P.111参照)

内 容：各事業の所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画や課題について点検し、令和元年度における施策事業の達成度を5段階で自己評価しました。

達成度(数値目標がない場合)

- A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
- B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
- C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
- D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
- E 事業を実施していない

※“目標”とは、行動計画に位置付けられた3つの目標を指します

達成度(数値目標がある場合)

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
- C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
- D 目標値達成まで10%以上の開きがある
- E 実施していない

調査結果：概要19ページ～20ページ、個別24ページ～81ページ

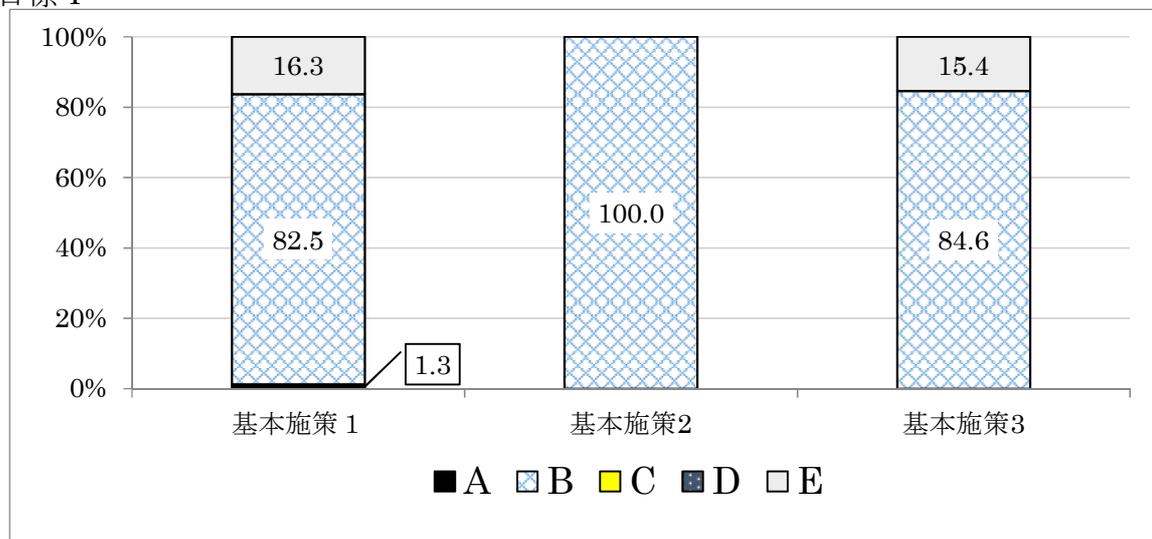
- ② 令和2(2020)年度男女共同参画推進員による評価シート〔様式2〕(P.112参照)

内 容：各局本部(室)区の男女共同参画推進員による局内事業の確認と点検
調査結果：21ページ～22ページ

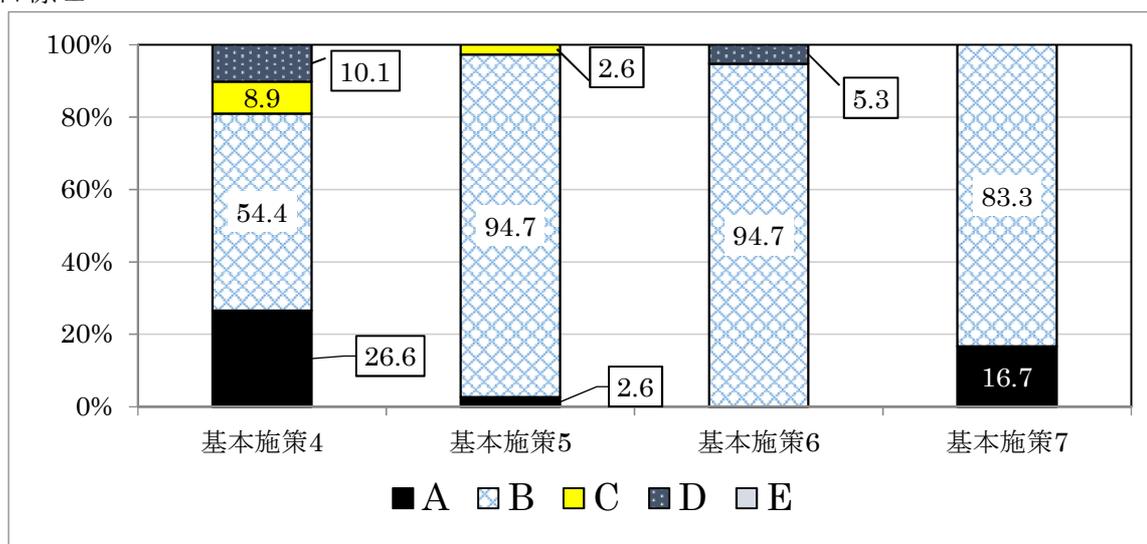
(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について

各所管課による事業の達成度を5段階で自己評価した結果を、基本施策ごとに、グラフにまとめました。

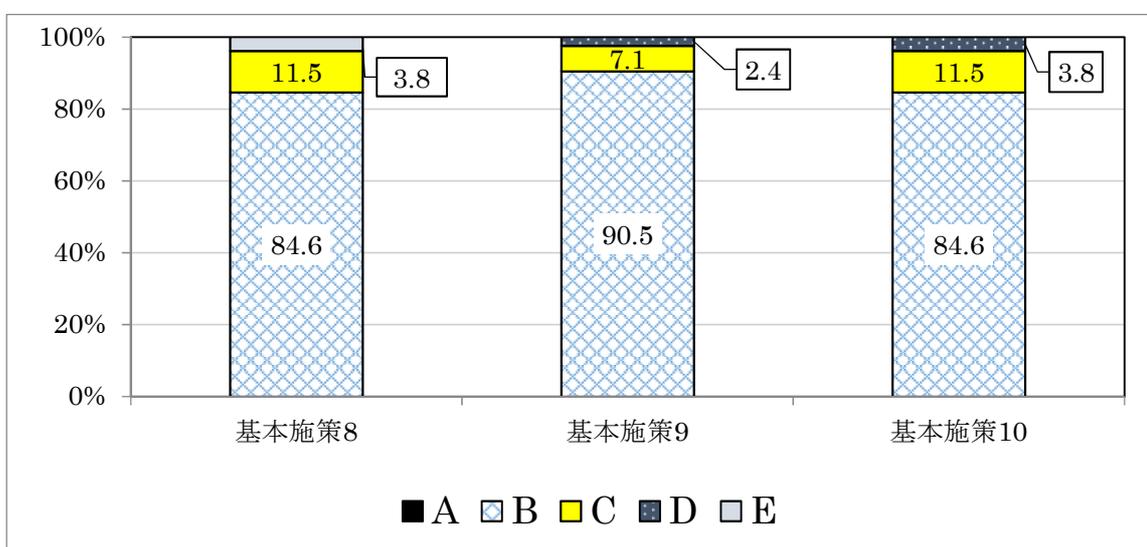
目標Ⅰ



目標Ⅱ



目標Ⅲ



所管課による各事業の進捗状況の自己評価（一覧）

	施策内容	事業数	達成度（％）					
			A	B	C	D	E	
目標Ⅰ	基本施策 1	男女共同参画の理解の促進	18	1.3	82.5	0	0	16.3
	基本施策 2	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	13	0	100.0	0	0	0
	基本施策 3	家庭生活への男性の参画促進	6	0	84.6	0	0	15.4
目標Ⅱ	基本施策 4	政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	10	26.6	54.4	8.9	10.1	0
	基本施策 5	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり	20	2.6	94.7	2.6	0	0
	基本施策 6	働く女性・働きたい女性への就業等支援	14	0	94.7	5.3	0	0
	基本施策 7	企業における女性活躍に向けた取組の促進	8	16.7	83.3	0	0	0
目標Ⅲ	基本施策 8	地域における男女共同参画の推進	11	0	84.6	11.5	0	3.8
	基本施策 9	さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備	14	0	90.5	7.1	2.4	0
	基本施策 10	生涯を通じた健康支援	10	0	84.6	11.5	3.8	0

※達成度（％）は「該当の達成度を選択した所管課の数÷令和2（2020）年度に当該事業が存在した所管課の数」で算出しています。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

※達成度（％）は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100％にならない場合があります。

※基本施策1におけるEは、該当事業がないという理由によりEとしているため、個別事業の一覧表には掲載していません。

達成度をみると、全体でBが多くなっており、計画どおり目標に向けて事業を推進していることが分かります。

一方で、数値目標がある施策や、新型コロナウイルスの影響を受けた事業では、CやDが見られます。

（３）各局本部（室）区男女共同参画推進員による評価について

今回の調査において、各局本部（室）区男女共同参画推進員に行動計画にある局本部（室）区内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進に向け配慮した取組や、性別により異なる課題やニーズを把握した取組等を「様式２」（P. 109）により報告を受けました。

以下はその調査結果の抜粋になります。

【目標Ⅰ：男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・広報物等作成において、表現やイラストが男女どちらかの視点に偏っていないか、固定的なイメージに囚われていないかを確認した。【複数局回答】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・性別に関わらず幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫した。【複数局回答】
- ・階層別研修等を男女分けへだてなく対象とし、実施した。【総務企画局】
- ・女性の相談員を配置するなど、性犯罪被害者等が相談しやすい体制により被害者支援を行った。【市民文化局】
- ・教育文化会館・市民館において「家庭・地域教育学級」の実施にあたっては、男女が共同して子育てする視点を持つことを意識して行った。【教育委員会事務局】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・今年度実施したアンケート調査においては、性別の把握が必要なものについては、性的マイノリティに配慮しつつ、性別データを把握できるよう実施した。【複数局回答】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・自主考査の場において、セクシュアル・ハラスメントの予防・解決に関する周知・啓発を行った。【複数局回答】

【目標Ⅱ：働く場における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・審議会等の委員を選任する際、推薦を依頼する団体に働きかけるなど、女性比率の向上に努めた【複数局回答】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・研修の実施にあたっては、男女共に参加しやすいよう、講師や内容について検討するよう心掛けた。【建設緑政局】
- ・みんなで子育てフェアさいわいについて、男性も女性も関係なく子育てイベントに参加しやすいよう、実施期間を長く楽しみながら親子で参加しやすい形で実施した。【幸区役所】
- ・地域のボランティアと共に子育てサロンや子育てグループを2か所開催するにあたり、母子手帳交付時や新生児訪問時など幅広く周知を図り、父母及び地域の様々な人が参加できるように呼びかけた。【多摩区役所】

- ・大学や専門学校等における採用説明会及び関係機関が実施する女性活躍推進イベントの際に、採用広報を工夫し展開した。【消防局】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・労働相談の中で性別により異なる課題があることを把握した。【経済労働局】
- ・係長昇任選考に関するアンケート調査を実施し、昇任意欲等について男女別区分で把握した。【人事委員会事務局】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・ノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーについて、性別を問わず、職員の意識改革が図れるよう、全職員へ情報が行き渡るよう配慮を行った。【上下水道局】
- ・出産・子育て期において多様な選択が可能となるよう、保育受入枠の拡充など待機児童の解消に向けた取組を推進した。【こども未来局】

【目標Ⅲ：地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・情報提供を通じ、町内会・自治会に向けて男女共同参画についての理解の促進を行った。【市民文化局】
- ・町内会連絡協議会各委員の推薦において、男女比率の偏りが無いように女性参画の啓発を行った。【中原区役所】
- ・合同避難所運営会議において、男女ともに発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。【宮前区役所】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」の運営の際、誰でも閲覧・利用しやすいよう掲載方法等について配慮した。【経済労働局】
- ・講座等実施の際は、男女共同参画の視点から、市・区における様々な機会を活用して男性にも参加を促すよう、積極的にPRを行った。【健康福祉局】
- ・ひとり親家庭に対する支援に係る事業、不育、不妊専門相談に係る事業等、男女ともに利用・参加しやすいよう配慮して実施した。【こども未来局】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・自立支援センター等において、女性ホームレスの受入れを行い、個々の自立阻害要因に対応した支援を行った。【健康福祉局】
- ・避難所運営事業を推進する中で、性別や年齢による配慮が必要であることを把握した。【中原区役所】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・性別問わず全ての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を送ることなどを目的とした支援を実施した。【まちづくり局】
- ・子育て相談機関の案内を多言語で用意し、外国人市民が安心して生活できる様な取組みを行った。【川崎区役所】

